

浦安市立入船中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

「子ども尊重」「子ども主体」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめ問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

①定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ア いじめについての共通理解
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。
 - ・生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ 生徒指導の実践上の視点を踏まえた「学級経営」「、「授業づくり」の推進・充実
- エ 自己有用感や自己肯定感を育む→居場所づくり、絆づくり
- オ いのちを大切にするキャンペーンの活用
- ・グリーンリボンキャンペーン（いじめ〇宣言、SNS ルール遵守）
 - ・SOS ノート

②いじめの早期発見のための措置

- ア 日常的な観察
- イ 教育相談の充実
- 第三者面談
- ウ 相談窓口の周知
- 保健室、スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口
- エ アンケートによる調査（毎月1回 月末）

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

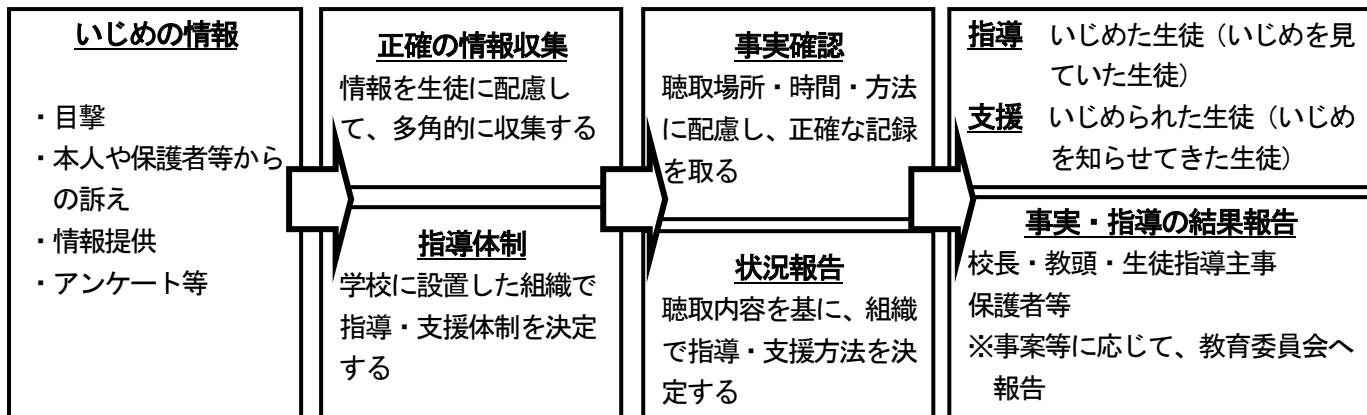
- ア 職員がいじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修の充実を図る。
- イ スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等を活用。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットの利用の仕方とネットによるいじめに関する講演会の実施

(3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策会議」を設置する。



3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 対処手順

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤調査結果を市教育委員会指導課に報告する。

(3) 重大事態発生時の連絡体制

